



2026年5月13日

各 位

会社名 株式会社日本製鋼所
代表者名 代表取締役社長 松尾 敏夫
(コード番号：5631 東証プライム)
問合せ先 総務部長 寺田 健二
(電話：03-5745-2001)

取締役（社外取締役を除く）の譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2018年6月26日開催の第92回定時株主総会においてご承認いただきました譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の改定に関する議案を、2026年6月22日開催予定の第100回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議すること（以下、「本議案」という。）を決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度改定の概要

当社は、2018年6月26日開催の第92回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役の報酬額の年額4億8,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とは別枠で、譲渡制限付株式を報酬として支給することをご承認いただき、本制度を導入しております。

その際、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の譲渡制限期間について、これまで「当社と対象取締役との間で締結する本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間」としてご承認いただいておりますが、本定時株主総会において「本割当契約により割当てを受けた日より対象取締役が当社の取締役又は執行役員のいずれの地位からも退任する日までの期間」に改定する旨を付議いたします。また、かかる譲渡制限期間の変更に伴って、本制度における譲渡制限の解除及び退任時の取扱いについても、必要な修正を加えることとなります。

なお、本議案を原案通りご承認いただくことを条件に、本制度改定前の譲渡制限付株式の付与のための報酬として既に付与済みの譲渡制限付株式についても、当該株式を保有する対象取締役の同意を得ることを条件に、同様に譲渡制限期間を変更いたします。

2. 本制度改定の目的及び条件

今般の改定は、対象取締役が退任時まで譲渡制限付株式を保有することにより当社の企業価値の持続的な向上に向けた貢献意欲をより一層高め、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期にわたり実現させることを目的とするものであります。また、対象取締役の報酬たる譲渡制限付株式の譲渡制限期間を改定することから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件といたします。

3. その他

以上の改定点のほか、本制度における内容に変更はございません。導入時の本制度内容については、2018年5月14日付で公表した「役員報酬額改定及び譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以上